

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第13号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期						
(1) うなぎ稚魚たも網漁業	伊勢湾、三河湾、渥美外海及び県内河川（第5種共同漁業権区域を除く。）	12月21日から翌年4月25日まで						
(2) うなぎ稚魚待網漁業	<p>ア 第1種共同漁業権漁場共第84号区域 矢作古川にあっては旧名鉄三河線矢作古川橋梁下流端から、矢崎川にあっては国道247号線吉田橋下流端から下流の区域。</p> <p>イ 矢作川 漁業権基標No.62-1から25°25'42.7メートルの点と336°09'707メートルの点とを結んだ線から上流の河川管理者が設置した4K0距離標の上流27メートルの地点（旧名鉄三河線通称中畑鉄橋）までの区域。</p> <p>ウ 境川、逢妻川、五ヶ村川及び猿渡川 境川にあっては境川橋下流端から、逢妻川にあっては逢妻橋下流端及び市原橋下流端から、五ヶ村川にあっては緒川橋下流端から、猿渡川にあっては猿渡大橋下流端から下流の内水面の区域。ただし、港湾の利用及び工事等に支障がある場合には操業区域を限定し、その区域とする。</p> <p>エ 音羽川、白川 音羽川にあっては御所橋下流端から、白川にあっては引通橋下流端から下流の河川の区域とする。（豊橋市御津町御馬梅田12の7地先基標と豊橋市御津町新田新砂山5の1を結んだ線までの区域。）ただし、河川工事等に支障がある場合には操業区域を限定し、その区域とする。</p>	<p>次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右欄の漁業時期</p> <table border="1" data-bbox="1400 379 2116 523"> <thead> <tr> <th data-bbox="1400 379 1606 426">操業区域</th> <th data-bbox="1610 379 2116 426">漁業時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1400 429 1606 475">ア</td> <td data-bbox="1610 429 2116 475">12月21日から翌年3月26日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1400 477 1606 523">イ、ウ及びエ</td> <td data-bbox="1610 477 2116 523">1月6日から3月26日まで</td> </tr> </tbody> </table>	操業区域	漁業時期	ア	12月21日から翌年3月26日まで	イ、ウ及びエ	1月6日から3月26日まで
操業区域	漁業時期							
ア	12月21日から翌年3月26日まで							
イ、ウ及びエ	1月6日から3月26日まで							
(3) うなぎ稚魚袖網式たも網漁業	第5種共同漁業権漁場内共第23号区域（馬飼頭首工の下流端200メートルから東海大橋上流端までの区域。）	1月6日から4月25日まで						